

令和8年度事業計画

本県の身近な森林等は、大型台風や線状降水帯による豪雨、病虫害などの自然災害によって荒廃が進み、その再生・整備が求められています。

このため、緑の募金事業による森林整備や緑化を支援する事業、治山林道事業、労働力確保支援センター事業などを総合的に実施していくことで、防災・減災等、森林（みどり）の有する公益的機能の回復を図ります。

一方で、再生・整備が進んできた森林や里山では、持続可能な地域資源としての保全利用につながる、新たな取組が求められています。

緑の募金事業をはじめとする多くの事業は、近年注目されているSDGsの達成やカーボンニュートラル、ネイチャーポジティブの実現にも貢献する活動でもあることから、広くその普及・啓発に取り組みます。

また、県民、企業、教育機関、地域の多様な団体等との連携を推進することにより「森や緑を守り育て、広く活用していく活動」の輪を広げていくとともに、次代を担う青少年等の森林環境教育活動を支援するなど、「森づくり」と「人づくり」を促進してまいります。

さらに、令和6年12月に締結した「県民参加の森づくりパートナーシップ協定」に基づき、6つの民間中間支援団体との連携・協働のネットワーク組織を構築したことから、市町村や企業・団体などによる森林の整備や森や自然を活用した森林環境教育などの活動を効果的に支援してまいります。

なお、持続可能な緑の募金事業を展開するため、令和3年度に定めた下記の事業推進方針に基づき来年度の事業計画を策定し、推進体制の強化に向けた取組に努めてまいります。

【事業推進方針】

- (1) 各事業における市町村・関係団体・事業体との連携・協働の強化・拡充
- (2) 新たな財源確保の取組の強化
企業タイアップ募金や企業スポンサーシップ等の寄付による財源の確保
- (3) ICT等を活用した業務効率化と広報活動の強化による事業推進体制の強化

1 緑の募金運動推進事業

「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき募金運動を実施し、その成果によって各種緑化の推進及び森林の整備事業を実施する。

- (1) 募金目標額 24,000千円
- (2) 後援 千葉県、千葉県市長会、千葉県町村会（予定）
- (3) 募金期間 春季 4月1日～ 5月31日
秋季 9月1日～10月31日
- (4) 募金方法

千葉県、各市町村及び官公署・各種団体・企業等の協力のもと、県下一円で募金運動を実施する。また、減少傾向が続いている市町村募金は、実施方法や募金用具の取り扱いなど市町村との情報共有を密にして、募金実績の向上を図る。

さらに、企業・団体等による各種募金は、緑の募金がSDGsの貢献やカーボンニュートラルの達成に貢献する取り組みとして、多様なタイアップ募金（募金付き自販機、寄付付きSDGs私募債等）が誕生していることから、これらの取組を積極的にPRするとともに、QRコードを利用したキャッシュレス募金など、新たな寄付金方法の導入も引き続き積極的に進めていく。

| | | |
|--------|------------|------------|
| 当初予算比較 | R8：4,738千円 | R7：4,962千円 |
|--------|------------|------------|

2 わたしの街みどりづくり事業(緑の募金市町村交付事業)

緑の募金を募金者の身近な場所に事業還元するため、市町村へ事業費を交付する。

住民ニーズや重点施策等を踏まえた市町村の事業計画により、緑化の推進及び森林整備事業を幅広く、確実に実施する。

| | | |
|--------|------------|-------------|
| 当初予算比較 | R8：9,040千円 | R7：10,649千円 |
|--------|------------|-------------|

3 青少年等育成指導推進事業

少年少女達が、将来に渡ってみどりを気づかえるような明るい社会人に育つことを願い、みどりに親しみ理解を深める機会を提供する。

- (1) みどりの少年団の育成

活動費・装備品の助成や育成会の拡充強化等により活動の活性化を図る。

また、新たな少年団の設立に向けて市町村や教育委員会等へ働きかけ、従来の少年団の活動形態（主に学校型）にとらわれずに、趣旨の合致する地域活動団体については積極的に少年団結成を推奨し、少年団交流集会の実施も、従来様式にこだわらない実施方法等を検討していく。

(2) 国土緑化運動ポスター原画コンクールの実施

千葉県、千葉県教育委員会、千葉日報社の後援及び企業の協賛を得てコンクールを実施し、小・中学生にポスターの作成を通じた緑の重要性の意識高揚を図る。

また、今後のコンクールの持続性、発展性を確保するため、企業スポンサーシップの導入等による財源の確保に努める。

(3) みどりの教室等の開催

幼稚園教諭等を対象に、幼少児が自然や緑に親しむための指導手法をテーマとする「みどりの教室」や、学校、幼稚園、保育園等の校外学習（森林環境学習等）に適宜対応、実施する。

(4) 森と緑に親しむ活動支援事業

県民が森やみどりに親しむ活動の普及啓発を図るため、民間団体と行政等とのパートナーシップや地域連携等により行う活動に対して支援を行う。

| | | |
|--------|--------------|---------------|
| 当初予算比較 | R8 : 9,703千円 | R7 : 12,872千円 |
|--------|--------------|---------------|

4 緑化等推進整備事業（普及啓発）

キャンペーンの実施やホームページ等を活用して、緑の募金や緑化に関する情報を発信するとともに、学校、市民団体等による緑化活動を支援し、県民の緑への理解を深める。

(1) 苗木樹木等交付事業

学校、市民団体等が実施主体となり市民参加型で公共施設等を実施する植樹活動に、さくら等緑化木を可能な範囲で交付する。

(2) ホームページによる情報提供

県民や企業・団体、教育機関などの参加・協力の糸口、もしくは相談窓口となるよう、イベントや講習会等の案内をはじめ、SDGsなどに係る森林整備活動等の具体的な情報を様々なコンテンツを効果的に発信していく。また、緑の募金や企業協力(協賛)の確保増大に向け、検索のし易さや実効性向上のためのブラッシュアップを適宜図っていく。

(3) 緑化キャンペーン等の実施

みどりの月間（4/15～5/14）や緑の募金期間等に、新聞、TV、パンフレット、緑の羽根着用、ポスター掲示等により、緑化キャンペーンを実施する。

(4) 緑化関係資料の配布

各種情報誌、緑の少年団情報及び緑化・育樹運動ポスター、その他緑化関係情

報資料等を随時関係機関に配布する。

| | | |
|--------|--------------|--------------|
| 当初予算比較 | R8 : 6,235千円 | R7 : 5,577千円 |
|--------|--------------|--------------|

5 森林・里山整備等推進事業

森林整備や森林の活用推進、もしくは地域の課題解決に取り組むためのプラットフォームの運営や関連する事業の実施、県等と連携した森林整備や森林環境教育等のモデル的な実践活動を通じた普及啓発等を行う。

(1) みどりのサポーター活動

一定の知識や技術を有し、森づくり等を実践できる人材を「みどりのサポーター」として登録し、組織管理を行う。

(2) 県民参加の森づくりネットワーク支援事業

多様な主体による里山整備動や森林や自然を活用した森林環境教育など「県民参加の森づくり」を促進するため、関係団体ネットワーク「ちば里山イノベーション」による各種関連事業や支援を総合的に展開する。

(3) 森づくり支援事業

海岸林の再生など千葉県ならではの特徴ある森づくりをモデル的に実施し、そのノウハウを蓄積し波及(普及)することで、県民、森林ボランティア団体、企業、学校等による森林整備や、森林環境教育等への参加や実施を広める。

- ・千葉県と協定を締結した法人の森事業

- 第2・緑化推進委員会(緑の募金)の森 (旭市神宮寺)

- 第3・緑化推進委員会(緑の募金)の森 (長生郡一宮町東浪見)

- ・技術研修会の実施

- 樹木診断や危険木判別、樹木管理等に係る技術講習会を開催する。

- ・安全装備や作業用具の貸出し

| | | |
|--------|---------------|---------------|
| 当初予算比較 | R8 : 19,214千円 | R7 : 14,661千円 |
|--------|---------------|---------------|

6 全国緑の募金交付金事業

緑の募金法に基づき緑の募金実績の一部を国土緑化推進機構に交付する。また、広域的な見地から森林の整備や災害等被災地域の緑化などの復旧支援等を行う。

| | | |
|--------|------------|--------------|
| 当初予算比較 | R8 : 860千円 | R7 : 1,135千円 |
|--------|------------|--------------|

7 国土緑化推進事業

国土緑化推進機構と連携し、県内各地のみどりづくりを推進する。

- (1) 緑の募金等を原資に小・中学校の環境整備や環境学習の促進をはじめとする各種公募事業の実施に向けた周知、募集及び指導業務等を行う。
- (2) 同機構の助成を受けて実施する学校や民間団体等に対する指導調整業務や、直接助成を受けて緑の募金の普及広報活動を戦略的・効果的に展開する。
- (3) 全国学校林現況調査（5年毎に実施）の県内取りまとめ等を行う。
- (4) その他、全国緑化推進委員会連絡協議会、関東地区緑化推進協議会等と連携した緑化運動を展開する。

| | | |
|--------|----------|------------|
| 当初予算比較 | R8：690千円 | R7：1,197千円 |
|--------|----------|------------|

8 公共施設等の環境緑化事業

(公社) ゴルフ緑化促進会と連携し、同会から交付される県内協力ゴルフ場からの緑化協力金を活用して、緑化が必要な公共施設等に植栽工事を実施する。

| | | |
|--------|------------|------------|
| 当初予算比較 | R8：2,093千円 | R7：3,371千円 |
|--------|------------|------------|

9 緑化推進拠点施設管理事業

千葉県が行う緑化推進拠点施設の管理業務委託に係る入札に参加する。

| | | |
|--------|------------|------------|
| 当初予算比較 | R8：9,001千円 | R7：6,103千円 |
|--------|------------|------------|

10 治山林道事業

県土保全を推進するために不可欠な治山事業や、効率的な森林整備に必要な林道事業の円滑な推進に資するため、関係機関と連携した予算確保等の要望活動の実施、技術講習会や工事コンクールの開催、技術指導等を通じて普及啓発等の活動を行う。

(1) 事業要望活動

関係機関と連携し、治山・林道事業の重要性・必要性を強く訴えながら、林野公共事業の施策の充実と事業予算の確保に努める。

(2) 技術講習会の開催や工事コンクールの実施等

治山・林道事業に係わる総合的技術の向上や知識の習得を図るため、県と連携しながら技術講習会の開催等を行う。また、治山・林道工事コンクール等の実施並びに表彰を行い、森林土木技術の向上や県産木材の利用促進を図る。

(3) 普及啓発

関連情報のホームページへ掲載や、参考図書や広報誌の配布、また県産木材を使用した製品を公共施設等へ設置する等、治山・林道事業の普及啓発を図る。

(4) 関東甲静地区治山林道協会連絡協議会

協議会を構成する1都8県が互いに連携を保ちながら、県土保全や森林整備の基盤となる治山・林道事業の一層の推進を図る。

(5) 森林土木技術指導

県と連携して、森林土木に携わる技術職員への設計・施工管理に係る技術指導等を行い、森林土木職員の技術力の向上を図る。

| | | |
|--------|---------------|--------------|
| 当初予算比較 | R8 : 11,711千円 | R7 : 8,115千円 |
|--------|---------------|--------------|

11 林業労働力確保支援センター事業

林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき千葉県知事から指定された「千葉県林業労働力確保支援センター」は、林業就業支援事業等を実施し、林業労働力確保に関する情報の提供、林業就業相談、雇用改善に関する研修等を行う。

(1) 「緑の雇用」担い手確保支援業務（全国森林組合連合会業務委託事業）

林野庁の補助を受けて認定林業事業主が行う新規就業者の教育訓練の監督・検査業務を行う。

(2) 林業事業体対策事業（千葉県補助事業）

林業事業主の経営合理化指導、認定林業事業主の経営診断、就業の円滑化に関する体験会や研修会の実施及び就業面談等を行う。

(3) 林業就業者定着支援事業（千葉県補助事業）

林業就業者の就労の長期化・通年化につなげ、林業事業体の経営基盤の強化を図るため就業者の資格取得支援や安全装備品等の購入に係る助成を行う。

(4) その他

林野庁、千葉労働局、千葉県森林課、全国森林組合連合会及び千葉県森林組合連合会等の関係機関との連携を図り、全国林業労働力確保支援センター協議会や関東地区林業労働力確保支援センター連絡会議に出席し、上記業務に附帯する業務を行う。

| | | |
|--------|---------------|---------------|
| 当初予算比較 | R8 : 10,872千円 | R7 : 13,183千円 |
|--------|---------------|---------------|

12 緑化基金事業

(1) 緑化基金の管理、運用

緑化推進の恒久的な基本財産にあたる「緑化基金」を適切に管理、運用する。

(2) 緑化事業の推進

運用益により、緑化に関する普及啓発事業の推進を図る。